

大阪府情報公開審査会答申（大公審答申第487号）

〔府道美原太子線立体交差化事業関係文書公開決定審査請求事案ほか2件〕

（答申日：令和8年2月26日）

第一 審査会の結論

大阪府知事が行った不存在による非公開決定は、いずれも妥当である。

本件審査請求1①は、却下すべきである。

第二 審査請求に至る経過

1 本件公開請求1について

- (1) 令和6年1月14日付で、審査請求人は、大阪府知事（以下「実施機関」という。）に対し、大阪府情報公開条例（平成11年大阪府条例第39号。以下「条例」という。）第6条の規定により、以下の内容についての行政文書の公開の請求（以下「本件公開請求1」という。）を行った。

（本件公開請求1の内容）

令和5年10月20日指定時間より富田林土木事務所会議室で、審査庁及び処分庁同席の場で口頭意見陳述をしたところであるが、「審査請求取下書」が送付されてきたものであり、条例に基づき、情報公開基準、条例解釈運用基準等適用される条文の情報公開する。

- (2) 同月31日付で、実施機関は、本件公開請求1に対し、「行政不服審査法」を対象文書と特定し、条例第13条第1項の規定により公開決定（以下「本件決定1①」という。）を行うとともに、「審査請求取下書の送付に当たり審査請求人とのやり取りを文書化したものは、存在しません」との理由を付し、同条第2項の規定により不存在による非公開決定（以下「本件決定1②」という。）を行い、審査請求人に通知した。

なお、本件決定1②の通知書の備考欄には、次の記載がある。

「審査請求は、行政庁の違法又は不当な処分について、不服のある者が処分の違法性又は不当性を審査請求書に記載します。

審査手続中でも、審査請求人が、処分の違法性及び不当性がないと判断した場合は、裁決があるまでは、いつでも書面により審査請求を取り下げることができます。

審査請求人より審査請求を取り下げの旨の申出があれば、審査庁より「審査請求取下書」を郵送することがありますが、審査請求人とのやり取りについて、それを文書化することになっておりません。」

- (3) 同年2月1日付で、審査請求人は、本件決定1①及び本件決定1②を不服として、行政不服審査法（平成26年法律第68号。以下「行審法」という。）第2条の規定により、大阪府知事に対し2件の審査請求（以下「本件審査請求1①」、「本件審査請求1②」という。）を行った。

2 本件公開請求2について

- (1) 令和6年2月3日付で、審査請求人は、実施機関に対し、条例第6条の規定により、

以下の内容についての行政文書の公開の請求（以下「本件公開請求2」という。）を行った。なお、この「2通」は、本件決定1①及び本件決定1②の通知書である。

（本件公開請求2の内容）

公開決定通知書、不存在による非公開決定通知書、2通同封で郵便特定記録にてお届けいただきました。2通とも「道整第1713号 令和6年1月31日」でありましたので、行政文書公開請求をします。

- (2) 同月19日付で、実施機関は、本件公開請求2に対し、趣旨確認をした上で「「公開決定通知」及び「文書不存在による非公開決定通知」の送付に当たり、それぞれの決定通知を同じ文書番号で送付することを文書化したもの」を対象文書と特定し、「道整第1713号（令和6年1月31日付）の「公開決定通知書」及び「不存在による非公開決定通知書」の送付に当たり、それぞれの決定通知書を同じ文書番号で送付することを文書化したものは存在しません」との理由を付し、条例第13条第2項の規定により不存在による非公開決定（以下「本件決定2」という。）を行い、審査請求人に通知した。

なお、本件決定2の通知書の備考欄には、次の記載がある。

「本件公開請求2の趣旨は、1つの請求でなぜ同じ文書番号の2枚の決定通知書が届くのか、その理由を知りたいとのことでした。

請求者から1つの請求書において、複数の項目を情報公開請求された場合、それぞれの請求項目に該当する公開決定等の手続を行い、同一の文書番号を付番する場合があります。」

- (3) 同月22日付及び同年4月28日付で、審査請求人は、本件決定2を不服として、行審法第2条の規定により、大阪府知事に対し同じ内容の審査請求（以下「本件審査請求2」という。）を行った。

当審査会は、いずれの審査請求も、同一請求者が行った内容が関係する公開請求に対し同一室・課(所)等が行った決定に係るものであることから、一括して審議することとした。

第三 審査請求の趣旨

審査請求書、反論書、行審法第31条の規定による口頭意見陳述の内容から、

- 1 本件審査請求1①は、「1件の公開請求に対し公開決定通知書と不存在による非公開決定通知書が同一の日付、文書番号で送付されてきた根拠が分かる文書の公開を求める。」と思われる。
- 2 本件審査請求1②は不存在による非公開決定についての審査請求であることから、「本件決定1②を取り消し、改めて対象文書を探索特定し、公開する旨の決定を求める。」と思われる。
- 3 本件審査請求2は不存在による非公開決定についての審査請求であることから、「本件決定2を取り消し、改めて対象文書を探索特定し、公開する旨の決定を求める。」と思われる。

第四 審査請求人の主張要旨

審査請求人の主張は、おおむね次のとおりである。

1 本件審査請求1①について

(1) 審査請求書における主張

郵送いただいた封筒にもう一通（令和6年1月31日付道整第1713号「不存在による非公開決定通知書」）も同封いただいております。文書決裁日、通知番号が全く変わっておりません。

本件公開請求1に対して公開決定を送付されたものであるにもかかわらず、文書決裁日、通知番号が全く変わらない不存在による非公開決定通知書が送付・通知される不作為。「知る権利」の冒瀆であり、行政文書の公開を受ける権利、教示に抵触であり、審査請求をする。

(2) 反論書における主張

弁明書では「本件決定は条例に基づき適正に行われたものであり」とされている。情報開示請求であり、行政不服審査(法)により審査請求しているものである。該当する条例条文を文字、文面・文章で詳しく開示願う。「1事案、1件・1葉」、情報開示の基本であると感じるものである。

(3) 行審法第31条の規定による口頭意見陳述における主張

府から送付されてきた2通の文書番号が同一であることの根拠を教示いただきたい。

2 本件審査請求1②について

(1) 審査請求書における主張

条例により淡々と進めさせている審査請求である。審査請求取下げについては、口頭意見陳述においても口にした覚えはない。審査請求取下書は大阪府（審査庁）から令和5年12月14日郵送されたものであり、条例「知る権利」の行使であり、審査請求する。

(2) 反論書における主張

弁明書では「本件決定は条例に基づき適正に行われたものであり」とされている。情報開示請求であり、行政不服審査(法)により審査請求しているものである。該当する条例条文を文字、文面・文章で詳しく開示願う。「1事案、1件・1葉」、情報開示の基本であると感じるものである。

(3) 行審法第31条の規定による口頭意見陳述における主張

府と調整した覚えがない審査請求取下書が急に送付されてきたが、このような対応は困る。このような対応は、今後、補正指示書等を用いて書面で行って欲しい。

3 本件審査請求2について

(1) 審査請求書における主張

条例により情報開示請求を行うも、同一裁決日、同一裁決番号での公開決定通知(書)・不存在による非公開決定通知(書)、相反する決定通知(書)が通知されたものである。

このことについて、条例に決められた条文（行政文書）を公開請求 審査請求する。「知る権利」の冒涇であり、審査請求するものである。

(2) 反論書における主張

(反論1)

知事(処分庁)の裁決を必要とする裁決・決裁文、裁決書である。各々が知事印を持たれ保管され、自らが知事印を押され裁決、決裁書として審査請求人に送付されたのか。

立案者は持ち回り承認等を得て、稟議(伺い書)を持って裁決・決裁を得られるのでは。個人にどこまでの権限が与えられているのか、越権行為はなされていないか、知事印を押される影武者が存在されるのか、教示されたい。

なお、2通の決定通知書(枝番号)で分けられた決定通知書でない。全くの同一裁決・決裁書である。文書発信また文書受付簿等の開示を必要とする。

(反論2)

1件の公開請求に対して対応する行政文書が複数あったことから、との記載。開示請求(書)を正しく読み解き理解されたい。不明・不足の箇所等があれば補正指示されたい。独断と偏見で行政文書公開請求書の内容を読み解きされないこと。

行政文書の公開請求1件1葉である。公開請求は1件であったため同一の文書番号にて決定を行ったものであるとの弁明。同一の文書番号、同一の決裁・裁決番号が送付されているものであり、教示されたい。

不存在による非公開決定通知書の裁決、発出前に趣旨確認、補正指示で対応すべき事項と承知する。

1件1葉の情報公開請求です。不存在による非公開決定通知書(令和6年1月31日道整第1713号)においては「文書化したものは存在しません」としながら、同一日決裁の同一決裁番号の公開決定通知書が届けられていますので、記載通知反論です。

本件決定2の決定通知書の備考欄については、意味・意図が分かりかねますので、割愛させていただきます。ただ一点、「同一の文書番号を付番する場合があります」との記載、付番について御教示願う「一文字も変化、変わりがない」

(反論3)

弁明書は「本件決定は・・・適法かつ妥当なものである」と結ばれている。本件決定2は条例に基づき適正に行われたものとする条文を教示されたい。「妥当なもの」とされず、適用される条例・条文で教示されたい。

(3) 行審法第31条の規定による口頭意見陳述における主張

府から送付されてきた2通の文書番号が同一であることの根拠を教示いただきたい。

第五 実施機関の主張要旨

実施機関の主張は、おおむね次のとおりである。

1 本件審査請求1①について

(1) 弁明書における主張

ア 弁明の趣旨

本件審査請求1①を棄却する裁決を求める。

イ 弁明の理由

1件の公開請求に対して対応する行政文書が複数あったことから、公開決定通知及び不存在による非公開決定通知を行った。

決定通知は複数あるが公開請求は1件であったため、同一の文書番号にて決定を行ったものである。

ウ 結論

本件決定1①は条例に基づき適正に行われたものであり、何ら違法又は不当な点はなく、適法かつ妥当なものである。

(2) 行審法第31条の規定による口頭意見陳述における主張

本件審査請求1①の前提となる公開請求の内容は、「別件の審査請求に係る口頭意見陳述後に審査請求取下書が送付されてきた。aなぜ送付されてくることになったのか、b適用される条例、条文を公開請求する。」というものであった。これに対し、審査請求の取下げについて規定している「行政不服審査法」を公開決定した。

1件の公開請求に対して公開決定及び不存在による非公開決定を行う必要があったため、同一の文書番号を使用した。

2 本件審査請求1②について

(1) 弁明書における主張

ア 弁明の趣旨

本件審査請求1②を棄却する裁決を求める。

イ 弁明の理由

審査請求取下書が送付されてきたことについて審査請求をされたが、審査請求人とのやり取りを文書化したものは存在しないため、不存在による非公開決定通知を行った。

ウ 結論

本件決定1②は条例に基づき適正に行われたものであり、何ら違法又は不当な点はなく、適法かつ妥当なものである。

(2) 行審法第31条の規定による口頭意見陳述における主張

本件審査請求1②の前提となる公開請求の内容は、「別件の審査請求に係る口頭意見陳述後に審査請求取下書が送付されてきた。aなぜ送付されてくることになったのか、b適用される条例、条文を公開請求する。」というものであった。これに対し、審査請求取下書を送付するに当たり審査請求人とのやり取りを文書化したものは存在しないため、不存在による非公開決定を行った。

審査請求人との電話のやり取りで審査請求取下書の様式を送付して欲しいとの発言を認識したため送付したもので、決して取り下げて欲しいとの趣旨で送付したわけではない。

3 本件審査請求2について

(1) 弁明書における主張

ア 弁明の趣旨

本件審査請求2を棄却する裁決を求める。

イ 弁明の理由

同一決裁日・同一決裁番号で公開決定通知書及び不存在による非公開決定通知書が送付されてきたことについての行政文書を公開請求されたが、それぞれの決定通知書と同じ文書番号で送付することを文書化したものは存在しないため、不存在による非公開通知を行った。

1件の公開請求に対して対応する行政文書が複数あったことから、公開決定通知及び不存在による非公開決定通知を行った。決定通知は複数あるが公開請求は1件であったため、同一の文書番号にて決定を行ったものである。

ウ 結論

本件決定2は条例に基づき適正に行われたものであり、何ら違法又は不当な点はなく、適法かつ妥当なものである。

(2) 行審法第31条の規定による口頭意見陳述における主張

1件の公開請求に対して公開決定及び不存在による非公開決定を行う必要があったため、同一の文書番号を使用した。2通の文書番号が同一であることを文書化したものはないため、不存在による非公開決定を行った。

第六 審査会の判断

1 条例の基本的な考え方について

行政文書公開についての条例の基本的な理念は、その前文及び第1条にあるように、府民の行政文書の公開を求める権利を明らかにすることにより「知る権利」を保障し、そのことによって府民の府政参加を推進するとともに府政の公正な運営を確保し、府民の生活の保護及び利便の増進を図るとともに、個人の尊厳を確保し、もって府民の府政への信頼を深め、府民の福祉の増進に寄与しようとするものである。

2 実施機関の決定に係る具体的な判断及びその理由について

(1) 本件決定1②

本件公開請求1は、審査請求取下書が審査請求人に送付されたことについての法的根拠が記録された行政文書の公開請求と解されるところ、実施機関は対象文書として「行政不服審査法」を特定し公開決定を、また、「審査請求取下書の送付に当たり実施機関と審査請求人とのやり取りを文書化したもの」を特定し不存在による非公開決定を行っている。

実施機関は、審査請求人の求めに応じて審査請求取下書を送付したと認識していたところ、本件公開請求1がなされたことから、「送付に当たってのやり取りの記録」も求められていると判断したと解されるが、これは不合理、不自然な判断とはいえない。

また、不存在による非公開決定通知書の「備考」欄の記載(第二の1(2)なお書参照)は、「方針決定や意思決定を伴わない打合せや意見交換等については、文書の作成は必須でない」とする大阪府行政文書管理規則(平成14年大阪府規則第122号)第13条の運用解

積と整合している。

一方、審査請求人の主張は、本件決定1②の違法性・不当性を具体的に指摘するものではなく、これを覆すものはない。

以上のことからすると、本件決定1②は妥当である。

(2) 本件決定2

当審査会において府の文書管理事務を所掌する部署に確認したところ、「文書番号は、施行された文書が府としてどの起案文書で意思決定されたかを紐付けるものであり、行政文書管理システムで採番された番号を付する／同じ起案文書であれば、異なる施行先、異なる文書であっても同じ文書番号となり、枝番は付さない」とのことであり、不存在による非公開決定通知書の「備考」欄の記載（第二の2（2）なお書参照）は、これと整合している。

府として上記の取扱いがなされているのであるから、行政文書の公開・非公開の決定通知書の文書番号の付し方を記載した文書が別に存在することは考え難く、不存在による非公開決定通知書の「公開請求に係る行政文書を管理しない理由」欄の記載（第二の2（2）本文参照）に不合理、不自然な点はない。

一方、審査請求人の主張は、本件決定2の違法性・不当性を具体的に指摘するものではなく、これを覆すものはない。

以上のことからすると、本件決定2は妥当である。

3 本件審査請求1①の適法性について

行審法第2条は、不服申立資格について「行政庁の処分不服がある者」と定めるところ、本件決定1①に対する審査請求人の主張は前記第三の1及び第四の1のとおりであり、決定に不服を申し立てるものではない。

したがって、本件審査請求1①は不服申立資格を満たさず不適法であり、行審法第45条第1項の規定により却下するのが相当である。

4 結論

以上のとおりであるから、「第一 審査会の結論」のとおり答申するものである。

5 付言

(1) 条例解釈運用基準（第20条第1項第1号関係）では、審査請求が明らかに不適法で却下する場合は、当審査会の答申を得る理由がないことから、審査庁である実施機関は、当審査会に諮問することなく当該審査請求に対する裁決をすることができるとされている。

行政不服審査制度の適正で効率的な運営の観点から、本件審査請求1①のような不服申立資格を満たさないものについては、上記の対応を検討されたい。

(2) 本件決定1①について、実施機関は、「行政不服審査法」を対象文書と特定し公開決定を行っているが、条例は、一般に容易に入手、閲覧等が可能であるとして、「官報、公報、白書、新聞、雑誌、書籍その他不特定のものに販売することを目的とし発行されている文

書等」を行政文書から除外している（第2条第1項ただし書）ことを踏まえれば、法令は、公開請求の対象ではないと解される。

したがって、公開決定を行うのではなく、法令は行政文書公開制度の対象外と説明し、条例第32条第1項の情報提供制度を案内するのが本来の対応であった。

（主に調査審議を行った委員の氏名）

的場 かおり、西上 治、片桐 直人、島田 佳代子